「埼玉スタジアム 2002 公園」バリューアップ・ネーミングライツパートナー　募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では「埼玉スタジアム2002公園」及び同公園内の県有施設について、民間のリソースを活用した付加価値向上に資する新たな提案及び公園及び施設の愛称を使用するパートナーを次のとおり募集します。

1　ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

埼玉スタジアム2002公園及び同公園内の県有施設の一部

(埼玉スタジアム2〇〇2、第2グラウンド、第3グラウンド、第4グラウンド、東駐車場)

(2)所在地

さいたま市緑区美園二丁目地内

(3)施設概要

別紙1「施設概要書」のとおり

※点検等の結果、将来的に公園及び施設の改修、それらに伴う利用停止が発生する場合があります。

2　募集の概要

(1)応募資格

ア　応募資格は別紙 2「応募資格」のとおりです。

イ　グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ　応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式3)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県は支払いません。

(2)募集内容

埼玉スタジアム2002公園及び同公園内の県有施設の価値向上及び利用者や来場者等の満足度を高めるなど、将来にわたる持続的発展や価値共創を目的とした以下の取組について募集します。

① 埼玉スタジアム2002公園及び同公園内の県有施設における愛称を付ける権利(以下「命名権」という。)を購入いただく金額等

② 民間事業者のリソースを活用した、公園及び施設の付加価値向上に資する提案

なお、応募にあたっては、①②いずれも提案いただくことを条件とし、どちらか一方のみの提案は不可とします。

(3)応募条件等

①命名権料等について

＜基本権利＞

公園名称及び埼玉スタジアム2〇〇2名称

県が希望する契約金額 (年額・税抜)	契約期間	愛称使用開始時期(予定)
500,000 千円以上*1	5年*2	令和 10 年 7 月*2

(留意事項)

*1 公園名称及び埼玉スタジアム2〇〇2名称の愛称命名権は最低金額 250, 000千円とし、これを下回る応募は不可とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。1年に満たない契約期間の命名権料は、月単位で算出します。

*2 サッカーJリーグのウインターブレーク期間となる令和 10 年1月から5年6ヶ月を契約期間とする応募も可能とします。ただし、愛称看板の設置や印刷物への愛称の表示は、原則として令和 10 年 7 月からとなります。

*3 期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約更新することを保証するものではありません。

＜オプション権利＞

対　象	最低金額 (年額・税抜)	愛称使用開始時期(予定)
第2グラウンド	1, 000千円	令和 10 年 7 月
第3グラウンド	1, 000千円	令和 10 年 7 月
第4グラウンド	2, 000千円	令和 10 年 7 月
東駐車場	1, 000千円	令和 10 年 7 月

オプション権利を希望する場合は、事前相談時に意向を表明してください。施設の愛称命名権者となった場合に権利を購入できます。

正式応募時に埼玉スタジアム2002公園 バリューアップ・ネーミングライツパートナー申込書(様式2)及び企画提案書(任意様式)にて購入するオプション権利を記載してください。

契約期間は、基本権利の購入にあたり提案いただく契約期間と同一としてください。

②応募企業のリソースを活用した公園及び施設の付加価値向上に資する提案について

参考資料「埼玉スタジアム2002公園のバリューアップ・ネーミングライツパートナー募集のご案内」を参考に、バリューアップ実施により想定される公園・施設の方向性との親和性があり、本公園及び施設の付加価値向上に資する設備・サービス等の導入について提案してください。

応募企業のリソースを活用した自由な発想により、付加価値向上に資する取組を積極的にご提案ください。

なお、導入及び維持管理等に係る費用は原則として命名権者にご負担いただくものとします。ただし、協議により県が負担する場合があります。

また、オプション権利の対象となっている施設等を活用した提案を行う場合は、当該権利を購入していただく必要があります。

＜バリューアップ実施により想定される公園・施設の方向性＞
『サッカーの聖地としてのブランド価値を維持し、
選手・観客・イベンター等から選ばれるスタジアム』
(参考 取組例)
1)誰もが安心・快適に過ごせるスタジアムをつくる
日除けなどの酷暑対策や人流データなどを活用した混雑緩和対策、施設環境整備 等
2)主催者に選ばれるスタジアムをつくる
通信環境の構築、最高水準の音響・照明の導入、主催者負担を軽減するオペレーション支援 等
3)何度でも訪れたくなる体験をつくる
イベント非開催日や試合前後に楽しめる遊び場やコンテンツの充実 等
4)日本サッカーの発展を支える
サッカーの裾野拡大に向け、新たな大会の実施や選手との交流イベント実施 等

企画提案書(任意様式)にて、具体的な提案内容、運営体制、運用方法、導入時期、費用負担、既存利用者との協力や連携の考え方などについて示すとともに、導入したことで見込まれる効果(収益性・来場者数・利用者満足度の向上、サステナビリティ、地域への影響 等)について記載してください。

3　愛称について

(1)命名に関する条件

ア　2(3)①「公園名称及び埼玉スタジアム2〇〇2」のうち、施設名称については、日本を代表する本施設の機能を表す文言を含めた愛称とし(例　「〇〇〇スタジアム」、「◇◇◇フィールド」など)、公園名称については、施設の愛称に公園施設の機能を想起させる名称を加えた愛称とします(例　「〇〇〇スタジアム公園」、「◇◇◇フィールド PARK」)。

　オプション権利の対象となる施設名称についても、当該公園施設の機能を表す文言を含めた愛称とします(例　東駐車場　→　「△△△東パーキング」「△△△東ロット」など)。また、第2、第3、第4グラウンドのうち複数施設を希望する場合は、統一性のある愛称とします(例　順に「〇〇コート」、「△△コート」、「□□コート」など)。

イ　法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

ウ　愛称は、後記10(1)の選定委員会による優先交渉権者の選考に際して、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

エ　愛称の長さによっては、埼玉県と優先交渉権者で協議の上、略称を定める場合があります。印刷物や標識等に表示する場合において、愛称に代えて略称を用いることができることとします。

オ　利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

カ　愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

キ　国際的なイベントや愛称と競合する企業がスポンサーとなっているイベント等で、公園及び公園内の県有施設を使用する場合において、企業名又は商品・ブランド名等を含む愛称が使用されない場合や、名称看板に遮蔽を行う場合がありますが、命名権料の返還等の請求はできません。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ　公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ　基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ　政治性のあるもの

オ　宗教性のあるもの

カ　社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ　その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

ク　第三者の商標権及びその他の権利を侵害するもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

＊ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産権(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第2条第2項に規定する権利をいう。)は、県及び指定管理者は無償で使用できるものとします。

4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1)愛称表示

ア 施設等の愛称が表示可能な箇所は、施設外壁、施設敷地内の看板及び案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ、県ホームページ等)とします。看板、案内板の具体的な表示候補箇所は、別紙 1「施設概要書」の「施設愛称の表示候補箇所等」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、内容、実施時期等については、県及び関係機関と協議の上、決定することとします。 なお、設置箇所の構造的な制約、建築確認申請などの行政手続きの制約により、協議後であってもご希望の愛称看板等が設置できない場合がございます。また、屋外広告物を設置する際には事前に、さいたま市の担当窓口に相談願います。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて命名権者が変更及び原状回復等を実施することとします。なお、道路標識は標識の種類によって取扱いが異なり、青色の案内標識(主に青地に白文字)については、正式名称で表示するものであるため、原則として愛称への変更はできません。一方、白色の案内標識(主に白地に青文字)については、道路管理者との協議により、新規で設置することや現状の施設名称を愛称へ変更することは可能です。変更を希望される際は、ご相談ください。

(2)愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

イベント等が実施される際には、県が使える SNS などの広報媒体により可能な範囲で発信、タグ付け等を行います。

(3)メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにパートナーシップに係るメリット付与の希望がある場合は、提案してください。 優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。な

お、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。--

(4)愛称普及に向けた県の取組について

ア　命名権者決定後は、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ　県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5　費用の負担等について

(1)命名権者の負担

ア　次に掲げる当施設に係る整備等については、命名権料の金額の他に別途、命名権者が費用を負担して実施することとします。

(ア)愛称等の使用に伴う施設の看板等の設置、撤去又は変更及びこれに係る施設改修等

(イ)設置又は変更した施設の看板等の修繕等の維持管理

(ウ)契約期間満了に伴う施設の看板等の原状回復

(エ)付加価値向上に資する提案の実施に必要な整備、施設改修、維持管理、原状回復等

イ　次に掲げるものに愛称等を表示するときは、命名権者が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

ウ　名称看板の設置等、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用をしようとするときは、都市公園法(昭和31年法79号。以下、「法」という。)第5条第1項又は第6条第1項、埼玉県都市公園条例(昭和39年条例第98号。以下、「条例」という。)第17条及び埼玉県都市公園に関する規則(昭和45年規則第5号。以下、「規則」という。)第2条に基づき、県から公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた上で、所定の使用料が発生します。ただし、条例第18条及び規則第9条により使用料の減免を受けた場合は、この限りではありません。

エ　条例第9条第1項に掲げる行為等をしようとするときは、同項、同第22条第2項及び規則第3条に基づき、指定管理者から行為の許可を受けた上で、条例第28条第1項に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

オ　条例第10条第1項に基づき県が公園に設置したものを利用するときは、同項、同第22条第2項及び規則第5条に基づき、指定管理者から利用の許可を受けた上で、同第28条に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

カ　その他、施設の付加価値向上に資する提案に基づく施設整備や維持管理、撤去など、

命名権者の希望により実施することで新たに費用が発生するものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

想定例:既成の印刷物のデザインを刷新することにより発生するデザイン作成委託料等

キ　命名権者の責めに帰すべき事由により、整備した看板等で第三者に損害が生じた場合、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うものとします。その他、本要項及び契約書に定めのない費用負担が生じた場合は、命名権者と県で協議し決定することとます。

(2)埼玉県の負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用等に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

(費用負担・実施主体)

区　　分	費用負担	実施主体
敷地内外の看板表示の整備(施設看板・道路標識) ＊1	命名権者	命名権者
施設看板のデザイン	命名権者 ＊2	命名権者
契約期間終了後の原状回復	命名権者	命名権者
県及び指定管理作成のパンフレット等の印刷物 ＊3やWEBサイトの表示	県又は指定管理者	県又は指定管理者
施設のロゴマークの製作	命名権者 ＊2	命名権者
その他、命名権者の希望により実施するもの	命名権者	命名権者

＊1　敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

＊2　命名権料の金額の他に別途ご負担いただきます。なお、新たな施設整備等に伴い発生する費用は原則として命名権者の負担となりますが、必要に応じて協議します。

＊3　契約後、新たに制作するものに限ります。

6　命名権料の活用使途

埼玉スタジアム2002公園の利用環境や自然環境の魅力アップ、公園施設の付加価値向上に資する設備投資及び老朽化対策等に活用します。

7 応募手続

(1)命名権者の募集期間

①事前相談(エントリーシート提出期限 令和９年２月26日(金)まで)

令和８年11月26日(木)から令和９年３月26日(金)まで(電子メール)

②正式応募(①事前相談が必須)

令和９年１月４日(月)から令和９年４月23日(金)まで(電子メール、各書類必着)

(2)申し込み方法等

正式応募前に、必ず「エントリーシート(様式1)」を提出してください。エントリーシートをもとに、提案内容に関する事前相談及び対話の中で県事業への影響等を確認します。

正式応募にあたっては、事前相談を必須とし、「埼玉スタジアム2002公園 バリューアップ・ネーミングライツパートナー申込書(様式2)」に、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア 提出書類

①埼玉スタジアム2002公園 バリューアップ・ネーミングライツパートナー申込書(様式2)

②委任状(様式3)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式3)」を添付してください。

③法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式4)

※ 様式4において、法人等の登記事項証明書について、法人ベース・レジストリを用いて確認することに同意しない場合は、登記事項証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)又はこれに準ずる書類を持参又は郵送にて提出してください。

※ 埼玉県内に事業所(本社、支社、支店等)がある法人等については、様式4(法人番号申出書兼同意書)を提出いただき、納税状況等確認システム(埼玉県が業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。)の利用に同意いただくことで、⑪の埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を原則省略することができます。ただし、納税状況等確認システムによって納税状況等が確認できない場合は、納税証明書を提出してください。

※ 上記の場合も、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出は省略できませんので、御注意ください。

④命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式5)

⑤誓約書(様式6)
⑥企画提案書(2(3)応募条件等に記載した①②に関する提案内容等)(任意様式)
⑦役員名簿(様式7)
⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
⑨会社概要及び今後の事業計画書(将来3～5年程度を念頭に策定した中期経営計画や経営戦略等)
⑩直近3か年の決算報告書
⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。
※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。
※ 上記に掲げる書類のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出・連絡先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当(ネーミングライツ)
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1(第二庁舎2階)
TEL:048－830－5401
電子メール:a5400-09@pref.saitama.lg.jp
※ 持参の場合の受付時間 8:30～12:00及び 13:00～17:15(土日祝日を除く)
※ 郵送の場合は、封筒に「NR 申込書関係書類在中」と記載してください。
※ 電子メールの場合は、件名を「埼玉スタジアム2002公園 ネーミングライツ申込書関係書類」としてください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を電子メールで次のとおり受け付けます。
※電話での質問は受け付けません。

(ア)受付期間

令和８年 11 月 26 日(木)から令和９年４月９日(金)午後5時まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式8)に記入の上、電子メールで提出してください。
件名 :「埼玉スタジアム2002公園」のネーミングライツに関する質問
宛先 :saitama.namingrights@saitamakouen.com

(ウ)回答方法

質問及び回答は、県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)。

なお、個別の提案内容に関する質問及び回答については公表しません。
URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/namingrights-stadium.html

8 応募に当たっての留意事項

(1)正式応募後に提出書類の再提出・修正はできません(軽微な修正を除く)。

(2)正式応募後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

(3)応募に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類等は返却いたしません。

(4)提出書類に虚偽の記載があった場合、応募資格が無いことが判明した場合、その他不正があった場合は失格とします。

(5)審査に必要と認めるときには、追加資料の提出を求める場合があります。

(6)本公園及び施設は老朽化等への対策のため、修繕工事等により施設全体又は一部が一時的に使用出来なくなる場合がありますが、命名権料の返還等の請求はできません。

(7)感染症拡大防止や大規模改修等により、公園全体又は施設全体が長期間に渡り使用中止となった場合には、契約内容の変更等の対応を命名権者と県で協議し決定することとします。

(8)大規模改修又は著しい劣化等により、公園又は施設の価値が大幅に向上又は低下した場合には、契約金額の変更を命名権者と県で協議し決定することとします。

(9)命名権者は、ネーミングライツに伴う権利行使においては、公園及び施設の既存利用者の活動に支障が生じないように努め、出来る限り親和を図ることとします。

(10)契約締結後において、虚偽の申請や応募資格を消失したことが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により、県・公園施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、命名権者とすることが適当でないと認められる場合には、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。

(11)今回の募集は、埼玉スタジアム2002公園及び同公園内の県有施設の適切な維持・更新及び将来にわたって公園施設の魅力・価値を高めていくための取組として実施するものであり、既存の運用面を変更することを目的としたものではありません。

9 施設見学について

(1)説明会 兼 施設見学会

次のとおり、説明会兼施設見学会を開催します。

ア 開催予定日

第１回 令和８年12月10日(木)

第２回 令和８年12月18日(金)

※ 説明会１時間、施設見学１時間程度を予定しています。

イ 受付方法

電子メールで以下について、開催予定日2日前までにご連絡ください。

（件　名）：説明会参加希望「埼玉スタジアム2002公園 ネーミングライツ事業」

（送付先）： saitama.namingrights@saitamakouen.com

（本　文）：参加希望日、参加予定人数(最多3名)、
参加予定者の企業名、担当者名、電話番号、メールアドレス

(2)個別施設見学

上記見学会とは別に、個別に施設見学を希望する場合は、次のとおり受け付けます。

※ 他の参加希望者と同時開催となる可能性がございますのでご承知おきください。

ア 受付期間

令和８年１月４日(月)から令和９年２月26日(金)まで

イ 受付方法

電子メールで以下について、ご連絡ください。

（件　名）：見学希望「埼玉スタジアム2002公園」のネーミングライツ事業

（送付先）： saitama.namingrights@saitamakouen.com

（本　文）：見学希望日時(複数日時)、見学予定人数、
見学予定者の企業名、担当者名、電話番号、メールアドレス

10 選定方法

(1)選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容により、以下の選定基準を基に、命名権料、愛称の妥当性、ブランディング、社会・地域貢献、付加価値向上に資する提案、経営の安定性等の内容を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合などにより、応募者から優先交渉権者を選定しないことがあります。

なお、応募者が１者のみの場合も、選定委員会を設置し、審査を行います。

（審査項目及び配点）

審査項目	審査内容	配点
命名権料	応募条件(希望金額：5億円以上/年、契約始期：令和10年7月等)に照らして適切か ※基本権利とオプション権利の総額による相対評価とする ※令和10年1月からの契約を希望する場合、令和10年1月～6月の命名権料を上記に加算して評価額とする	40

愛称の妥当性 ブランディング 社会・地域貢献	愛称に対する県民の親しみやすさ・分かりやすさ、公園・施設の設置目的やイメージとの整合性 応募者の経営理念・提案目的と公園運営及び既存利用者の活動との親和性 社会・地域貢献等の理念・活動実績	40
付加価値向上提案	付加価値向上の取組提案とバリューアップ実施により想定される公園・施設の方向性や既存利用者の活動との親和性 提案の実現可能性、導入効果、運営体制、運用方法・導入時期・費用負担の考え方など	20
経営の安定性	過去の財務状況及び今後の事業計画等を踏まえた経営の安定性・健全性、命名権料の支払能力、過去の不祥事等の有無　等	可否
合計点		100

(1)各項目について最低基準点を設け、その基準に満たない項目がある場合には、優先交渉権者に選定されません。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にバリューアップ・ネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

　交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者の名称、命名権料、応募申請団体数、選定委員の職・氏名、審査項目ごとの得点を、県ホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

11　募集スケジュール

(1)エントリーシート提出期間　令和８年11月26日～令和９年２月26日
(2)事前相談期間　令和８年11月26日～令和９年３月26日
(3)質問受付期間　令和８年11月26日～令和９年４月９日
(4)説明会 兼 施設見学会　令和８年12月10日、12月18日
(5)正式応募期間　令和９年１月４日～令和９年４月23日
(6)一次審査(書面による形式審査)　令和９年５月上～下旬頃(予定)
(7)二次審査(プレゼンを含む内容審査)　令和９年６月上～下旬頃(予定)
(8)結果通知　令和９年７月上旬頃(予定)
(9)候補者との協議　令和９年７月以降(予定)

(10)契約締結　　令和９年７月以降(予定)

※一次審査以降は、応募者数や候補者との協議の状況などにより、予定が前後する場合があります。